

第 132 回国際課税委員会、第 115 回あるべき税制委員会合同会議議事録（文責森信）

2021 年 7 月 13 日、PwC 税理士法人の白土パートナー、浅川パートナー、城地ディレクタから、「BEPS 包括的枠組み・G20 における大枠合意の概要と影響」について説明いただき、皆さんで議論を行いました。資料は別添です。

説明の概要は省略しますが、皆さんからの主な議論は以下のとおりです。

- ・ピラー 1 は、どの年次の業績で見ると、利益率 10%前後の企業は入ったり出たりするがその場合はどうなるのか。国外活動のほとんどない企業はどうなるのか、など詳細についてはいまだ課題が残っている。
 - ・ピラー 2 は、2022 年法制化とあるが、わが国では令和 4 年度改正か 5 年度改正か。この目標については、企業側からも、「早急すぎる」との声が上がっている。
 - ・わが国の課題でいえば、CFC 税制との整合性、簡素化をどう行っていくのかという点が最大の課題ではないか。十分な議論が必要だ。
 - ・今後わが国でピラー 2 を導入する際には、FDII、パテントボックス税制、R&D 税制やカーボンプライシング分投資への税制優遇などとセットにすべきではないか。
 - ・すでに優遇税制のある国に投資している企業にとっては、カーブアウトの中身が重要な関心事となる。
- などです。

以下の議事録本文は会員用メールマガジンで配信します。